

令和6年2月1日

金 沢 大 学

令和6（2024）年度 前期・前期後期一括 授業料免除申請要項 【大学院・別科、学域等学生（修学支援新制度対象外の者のみ）在学生向け】

※ この申請要領の対象者は、大学院（私費外国人留学生を含む）及び別科の学生です。学域・総合教育部の学生（以下「学域等学生」という。）は、本Webサイトの「修学支援新制度（学域・総合教育部学生対象）」を確認してください。ただし、2020年以降入学者で、国の支援制度である修学支援新制度「以下「新制度」という。」の対象外の私費外国人留学生及び高校等卒業後本学入学までに3年以上経過した者のみ、本要項により本学独自の授業料免除申請が可能です。本要項の「別科学生」を「学域等学生」と読み替えて申請してください。

※ **令和6年能登半島地震に被災された方は、別制度にて入学金・授業料免除を申請できます。「令和6（2024）年度入学金免除・授業料（前期）免除 申請要項【令和6年能登半島地震による家計急変者向け】」を確認の上、当該授業料免除申請を検討してください。**

※ コロナウイルスによる家計急変の対象者は、本免除とは別枠で審査ができる可能性があります。詳細は別途通知します。

本学の授業料免除

本学では、大学院及び別科の学生を対象に本人の申請に基づき、本学授業料免除規則に定める学力基準及び家計基準の双方を満たした者を、授業料免除実施予算額の範囲内で家計困窮度の高い者から順に全額免除、半額免除に決定します。選考は学期ごとに行うため必ずしも前回の結果と同じとは限りません。前回の免除結果は全額免除であったが、今回は半額免除という場合もあり、また基準に満たないため不許可とする場合もあります。

学域等学生については、本人の申請に基づき、本学授業料免除規則に定める学力基準及び家計基準の双方を満たした者を、授業料免除実施予算額の範囲内で家計困窮度の高い者から順に半額免除に決定します。基準を満たしていても不許可とする場合もあります。

1. 免除対象者

対象者は、以下の（１）（２）いずれかの条件を満たす者とします。

- （１） 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- （２） 各学期の授業料の納期前6か月以内（新入学生は、入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内）に以下のいずれかの事由が発生し、授業料の納入が困難である者
 - ① 生計維持者が死亡、本人又は生計維持者が風水害等の災害を受けた場合
 - ② ①に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2. 申請方法・申請期間、申請書類

2-1. 申請方法・申請期間

授業料免除申請書類一式を、申請期間内に提出してください。

Step1	本人調書・必要書類等を提出：令和6年2月5日(月)～2月27日(火)
<p><申請方法> Webフォームで入力後、「本人調書様式1-1、1-2」を、片面印刷し、必要書類（所得課税証明書を除く）と併せて提出してください。 ※参照：本要項12頁「10. 授業料免除（大学院・別科） 必要書類一覧」</p> <p><提出期間> 令和6年2月5日(月)～2月27日(火)（当日消印有効）</p> <p><提出方法> 提出は郵送でのみ受け付けます。</p> <p><提出先> 〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係 ※封筒表面左側に「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。</p>	
Step 2	所得課税証明書を提出：令和6年5月30日(木)～6月17日(月)
<p><申請方法> 市区役所・町役場等で「令和6年度所得課税証明書」を取得し、提出してください。 ※所得課税証明書の右上に学籍番号と氏名を記入してください。 ※参照：本要項12頁「10. 授業料免除（大学院・別科） 必要書類一覧」</p> <p><提出期間> 令和6年5月30日(木)～6月17日(月)（郵送の場合、当日消印有効）</p> <p><提出方法> 郵送または学生支援係の窓口</p> <p><提出先> 〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係 ※封筒表面左側に「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。</p>	

2-2. 申請書類一式

作成要領及び各種様式（本人調書以外）は、本学Webサイト（教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 授業料免除のページ）に掲載しています。紙媒体では配付しませんので、各自で印刷して使用してください。

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver

【本人調書様式1-1、1-2】 アカサスポータル > 教学 > 学務情報サービス > 授業料免除から入力

2-3. 注意事項

※申請期間を超過しての提出は、いかなる事情があっても受け付けません。

※期日までに自己都合に因らず用意できない書類（在学証明書等）がある場合や、不明な点がある場合は、必ず申請期間内に学生支援係へ相談してください。

3. 結果通知

令和6年8月中旬（予定）にアカサスポータルのメッセージ機能より通知

※授業料免除申請の結果通知までは、授業料の徴収を猶予します。

※申請結果が半額免除又は不許可の場合、納付額及び納付方法は結果通知と併せてお知らせします。

※授業料の最終納付期限は、前期は9月30日、後期は翌年3月31日まで（いずれもこの日が休・祝日の場合は直前の平日まで）です。納付できない場合は除籍とします。

※結果通知から納付期限までの期間が短くなっています。免除ではない場合に備え、あらかじめ納付の準備をしてください。

4. 授業料免除申請にあたっての注意点

4-1. 対象者に関する補足（申請資格）

次のいずれかに該当する者は授業料免除を申請できません。

① 標準修業年限を超過して在学している者

ただし、標準修業年限の超過が1年以内の者で、かつ超過の理由が本人の側の事情によらない場合、特例として申請を認めることがあります。

＜特例として申請を認める可能性のあるケース＞

- ア 病気による休学、又は休学には至らなかったが病気のために単位修得ができず、標準修業年限を超過してしまった場合
- イ 海外留学により標準修業年限を超過した場合
- ウ 大学院学生で、大学側の相応の責任によって論文作成が遅れ、留年又は標準修業年限を超過してしまった場合
- エ 出産、育児のために休学した場合
- オ その他、本人の側の事情によらない理由で標準修業年限を超過した場合

注意 上記アの病気による特例として申請する場合、後日、医師の診断書の提出を求めます。診断書の提出ができない場合は特例としての申請を認めません。ただし、休学手続き時に本学へ提出済みの場合は提出不要です。

② 休学等する者

免除申請の基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）から申請結果が出るまでの間に休学する者、学期途中で復学する者、学期途中で修了（6月修了、12月修了等）する者、及び退学する者は、授業料免除を申請できません。申請後に休学等が決まった場合、申請を無効としますので、必ず学生支援係へその旨を報告してください。

③ 申請学期中に懲戒処分を受けた者

懲戒処分を受けた時期が申請結果通知前の場合は免除申請を無効とし、申請結果通知後の場合は免除許可を取り消します（正規の授業料を追納）。

4-2. 独立生計者の取扱い

独立生計者として申請する者に配偶者がいる場合、健康保険や税法上の扶養関係の有無にかかわらず申請者と同一生計である者とみなし、必要書類の提出が必要です。

4-3. 授業料振替口座の登録

本学では、授業料を預金口座から自動的に口座振替するため、授業料免除を申請する場合でも、口座振替の手続きをすることが必要です。授業料免除審査時に口座振替手続きが完了していることを確認します

ので、**手続未完了者は所属部局の学務係で手続書類を入手し、申請書類提出までに必ず口座振替の手続きを行ってください。**事情があり口座振替ができない場合は、学生支援係まで申し出てください。

5. 前期後期一括申請

一定条件を満たす申請者は、令和6年度の前期分及び後期分の申請を一括して前期に申請できる「前期後期一括申請」をすることが可能です。

この場合、後期申請は、令和6年8月（予定）の後期申請期間に、前期申請内容に変更がない旨Web申告するのみで完了し、申請書類の提出は不要です（但し、家計状況によっては、追加書類の提出や、後期申請として改めて申請することを指示する場合があります）。

前期後期一括申請を希望する場合は、下記の内容を熟読のうえ手続きしてください。

5-1. 前期後期一括申請の条件

申請は、**前期後期共に申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更がない者のみが対象**です。

以下①～③に該当する者は、前期後期一括申請をすることはできません。

- ① 年度途中（6月・9月・12月など）で卒業・修了予定の者
- ② 年度内に休学・退学予定の者
- ③ 修業年限を超えて在籍する者

5-2. 前期後期一括申請の受付・取扱い等

上記5-1の条件に該当し、前期後期一括申請を希望する場合は、前期分授業料免除申請の際に、前期後期一括を選択してください。

なお、前期後期一括申請後、申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に予期していなかった変更が生じた場合は、学生支援課学生支援係へ連絡のうえ、改めて後期分の申請をする必要があります。変更が生じたにもかかわらず、後期分の申請がなかったことが後日判明した場合は、一括申請を無効とし、後期分の授業料免除を受けることは出来ませんのでご注意ください。

また、授業料免除申請後に年度内の休学、退学等が決定した場合には、申請を無効としますので、速やかに学生支援課学生支援係へ連絡してください。

注意：前期後期一括申請が認められた場合でも、選考は学期ごとに行います。したがって、前期と後期で、**選考結果が異なる場合**もあります。

5-3. 授業料免除「前期後期一括申請」の流れ

令和6（2024）年度 授業料免除申請

※次の頁「6. 授業料免除「前期申請」の流れ」も必ず確認してください。

2月頃 授業料免除申請「前期後期一括」または「前期のみ」を選択

前期後期一括申請を選択した

必要書類の提出が完了した

（学生支援係より追加・不足として指示された書類提出も完了）

書類提出等の手続きが完了した

申請手続き完了後、休学等により申請無効

申請有効

8月中旬 前期結果通知 注意：結果通知時期は前後します

前期申請時からの変更事由の有無（Web申告必要）

8月中旬～下旬 <Web申告>

変更事由なし

変更事由あり

一括申請可否結果 8月下旬 <申告結果通知>

「一括申請可」⇒ Web申告のみで、後期申請完了

「一括申請不可」⇒ 後期申請希望者は、9月初旬～中旬 再申請

9月初旬～中旬

後期分授業料免除

新規申請

前期後期一括申請を選択していない
書類提出等の手続きが完了しなかった
申請無効

【前期申請からの変更事由（家計状況・家族状況・就学状況等）がある場合】

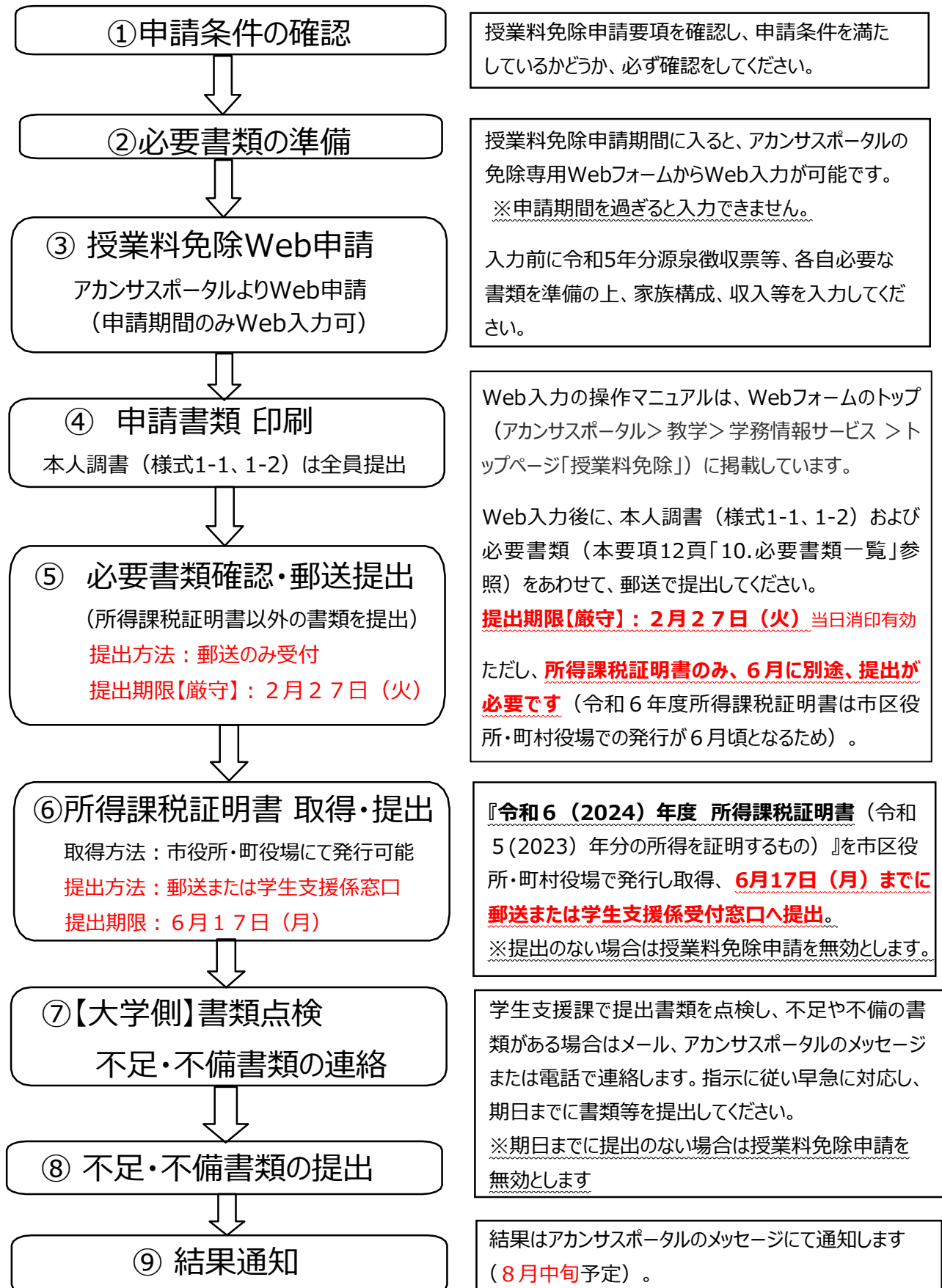
（例）・生計維持者の税法上の扶養親族である者が、就職等により扶養から外れた

・扶養親族の祖父が他界した

・前期申請時点以降新たに給付奨学金を受給した（注意：令和5年1月1日時点で渡日していなかった私費外国人留学生及び令和6年1月1日以降独立生計者となった者のみ）

この場合は前期後期一括申請の変更申告を行い、後期分を改めて申請する必要があります。提出書類一式を再度提出する必要があるので、注意してください。

6. 授業料免除「前期申請」の流れ



7. 本人調書作成要領

7-1. 作成にあたっての注意

- (1) 添付書類のうち、申請期間内に自己都合に因らず用意できないもの（在学証明書、給与支給見込証明書等以下の例を確認すること。）は、後日の追加提出を認めます。自己都合に因らず用意できない書類以外の書類は、必ず申請期間内に提出を完了してください。その際、提出できない書類がある旨をメモ等に記入し、同封してください。後日提出する書類の提出期限は4月末とします。就学者の兄弟等が休学予定の場合は学生支援係へ相談してください。

例1：兄弟等が4月1日から進学（中学→高校、高校→大学等、大学→大学院等）の場合は、4月末までに進学後の学校の在学証明書を提出。進学前の学校の証明書は不要。

例2：兄弟等が4月1日から浪人生（高校→予備校生）の場合は、4月中に学生支援係へその旨ご連絡ください。予備校等の在学証明書及び進学前の学校の証明書は不要。

例3：就学者の兄弟等が3月で卒業・修了し、4月1日から就職するため生計維持者の扶養から外れる場合（同居・別居は問いません）は、4月末までに様式9「兄弟等の別生計に関する申立書」を提出。ただし、就職した場合でも生計維持者の扶養から外れない場合は、その旨学生支援係にご連絡ください（申請期間に判明している場合は申請書にその旨メモすることでも可）。

例4：令和5年1月2日以降に渡日した私費外国人留学生で、令和6年4月1日以降にアルバイト（TA、RA含む）をする予定がある場合は、4月末までにアルバイト先に様式3「給与支給（見込）証明書」の記入を依頼し、学生支援係へ提出。

不明な点がある場合は、必ず申請期間内に学生支援係へ相談してください。いかなる理由であっても申請期間外は、申請を受理しません。

- (2) 申請書類に不備等がある場合、学生支援係からメール、アカンサスポータルのメッセージ又は電話で連絡します。申請書類の不備等が指定した期日までに改善されない場合は申請を無効とすることがあります。
- (3) **提出された書類の返却・貸出・複製等は一切しません。** コピー可とあるものは必ずコピーを提出し、原本を提出する場合は必ず提出前に各自コピーをとっておいてください。
- (4) 申請内容に虚偽があった場合、授業料免除許可後であっても許可を取り消し（正規の授業料を追納）、以降の授業料免除申請は行えません。

7-2. 本人調書（様式1-1、1-2）

(1) 作成方法

専用のWebフォームに入力のうえ片面印刷し、作成してください（この入力には申請者の把握を兼ねているので、手書き等Web入力以外での作成は原則として認めません）。

【Webフォームへのアクセス方法】

アカンサスポータル → 教学 → 学務情報サービス → トップページ「授業料免除」

※操作マニュアルはWebフォームログイン後に掲載しています。

- ① アカサポータル → 教学 → 「学務情報サービス…」をクリックします。



- ② 「トップページ」>「授業料免除」のリンクをクリックします。



- ③ 申請期間内であれば、Web入力フォームへのリンクと申請期間が表示されます。
授業料免除申請入力のリンクをクリックします。



- ④ 授業料免除WEB申請のトップページが表示されます。入力方法は、右上の「マニュアル」を参照してください。



（２）家庭の収入状況等の入力

① 本人区分

「一般学生」「有職者(独立生計者)」「留学生」の3区分のうち、該当区分を選択する必要があります。

申請区分	要件
独立生計者※ (有職者)	以下1～3の条件を全て満たしていること。 1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養親族でないこと 2. 本人（及び配偶者）の父母等と別居していること（世帯分離は、別居とはみなしません） 3. 本人（又は配偶者）に独立して生計を営むに十分な収入（例：給与収入が103万円を超えている）が継続してあり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書により確認できること
留学生※	私費外国人留学生
一般学生	「独立生計者」および「留学生」のどちらにも該当しない場合

※ 独立生計者及び私費外国人留学生の収入は原則前年分の収入額を算入します。ただし、申請年の1月1日以降新たに就職し独立生計者となる場合の独立生計者、及び、令和5年1月1日時点で渡居していない私費外国人留学生は、例外として収入見込額で算定します。これまで独立生計者として認定していた者でも、前年の所得が103万円に満たない場合は、独立生計者として認めませんので、「一般」の区分とし、父母の所得書類も提出してください。

② 家族の範囲

申請区分	家族（同一世帯員）の範囲
一般学生	<u>本人、生計維持者（原則父母）、生計維持者に税法上扶養されている者（同居別居は問いません）</u> で以下のものを含みます。 ① 勤務地の関係（単身赴任・出稼ぎ等）で別居している父母 ② 生計維持者の扶養親族で就学又は病気療養のため別居している者 ③ 生計維持者が扶養親族としている別居の祖父母等 例：父、母、兄（学生）、姉（社会人）、祖父母（生計維持者の扶養親族でない）が同居している場合、同一世帯とは、父、母、兄とします。扶養親族から外れている姉と祖父母は含みません。
独立生計者 (有職者)	本人（配偶者、本人又は配偶者の税法上の扶養親族（子等）を含む。）
私費外国人 留学生	本人（ <u>日本に住んでいる配偶者、本人の税法上の扶養親族（子や日本在住の親等）のみ</u> ）とする。

※ 申請時点では税法上の扶養親族である者が、申請基準日（前期4月1日、後期10月1日）時点には扶養から外れる場合、様式9「兄弟等の別生計に関する申立書」を提出してください。

③収入状況

令和5年分源泉徴収票（給与所得者）（「支払金額」欄の金額）、又は令和5年分確定申告書若しくは、令和6年度（令和5年分）市民税県民税申告書に従い入力してください。確定申告をしている者は必ず確定申告に従い記入してください。

なお、給与所得者で複数の勤務先がある場合は合計金額を入力してください。

申請区分	入力する所得
一般学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の収入：103万円以上の収入が所得課税証明書に記載されている場合のみ入力 ・ 生計維持者の収入：令和5年分の収入及び給与外所得について全て入力（所得課税証明書に反映される一時所得を含む） 年の途中での退職、転職、就職等の家計変更がある場合も前年1年間の所得課税証明書の金額で算定します。 ・ 所得課税証明書に記載のない遺族年金、障害年金、児童扶養手当等は算入しません。 ただし、生活保護世帯においては、保護決定通知書により収入を算入します。 ・ 生計維持者以外の収入は算入しません。ただし、税法上の扶養親族は世帯人数に含めます。
独立生計者 （有職者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人（及び配偶者）の収入：令和5年分の収入及び給与外所得について全て入力（所得課税証明書に反映される一時所得を含む） 年の途中での退職、転職、就職等の家計変更がある場合も前年1年間の所得課税証明書の金額で算定します。 ただし、年の途中の転職・退職により継続して103万円以上の収入の見込がない場合は「独立生計者」として申請不可。「一般学生」として生計維持者の所得課税証明書を提出すること。 ・ 前年の所得課税証明書では103万円以上の収入がないが、申請年の1月1日以降新たに就職し103万円以上の収入の見込みがある場合に限り、例外として独立生計者として申請を認めます。この場合は収入見込額を入力してください。 ・ 出産および育児休業等で退職し、基準日には無収入を予定している場合でも、所得課税証明書の金額を収入として算入します。 ・ 遺族年金、障害年金、児童扶養手当等、所得課税証明書に記載のない収入は算入しません
私費外国人 留学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人（及び配偶者）の収入：令和5年分の収入及び給与外所得について全て入力 ただし、令和5年1月1日時点で渡日していない者は見込額で入力してください。

④「就学者」情報の入力

本人以外の就学者を入力してください。なお、大学、高校の進学が未定の場合は、現時点の在学学校にチェックして、学校名には、「〇〇高校（大学進学予定）」等と記入してください。

⑤データの確定、本人調書の印刷

申請データを確定すると「申請状況」が「確定」し、「提出書類一覧」が表示されますが、提出が必要な書類は、本要項「10. 授業料免除（大学院・別科） 必要書類一覧」でも必ず確認してください。必要書類を揃えて、本人調書と併せて申請期間内に提出してください。「本人調書」は両面印刷不可です。1枚ずつ印刷して提出ください。

（3）注意事項

- ・ **Web入力のみでは申請したとは認めません。必ず、入力後に印刷可能となる「本人調書」及び「必要書類」を提出してください。**
- ・ 本申請において「申請者」は「学生本人」、家庭状況等の基準日である「申請日」は前期が「4月1日」、後期が「10月1日」です。
- ・ 学生本人が、申請日現在における世帯の状況を把握し、具体的かつ詳細に入力してください。例えば、申請時点では税法上の扶養親族である兄弟が4月1日から社会人として扶養から外れる場合、この兄弟をWeb入力する必要はありません。しかし、源泉徴収票等の「控除対象扶養親族」欄の記載とWeb入力の扶養親族の人数に相違が生じます。この場合、様式9「兄弟等の別生計に関する申立書」を提出してください。
- ・ 誤った情報を入力し、確定してしまった場合は、「本人調書」印刷後に朱書きで訂正してください。

7-3. 提出書類（添付書類）

本人調書の添付書類として、本人及び家族（独立生計者は本人及び配偶者）の収入状況及び特別控除等が確認できる書類の提出が必要です。

詳細は、本要項「10. 授業料免除（大学院・別科） 必要書類一覧」を参照してください。

※ A4サイズより小さい書類はA4の紙に貼り付けて提出してください。

8. 個人情報の取扱い

- ① 申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、授業料免除等の審査業務を行うために利用します。また、入学金・授業料免除等の選考結果は入学金及び授業料収納に関する業務に利用します。
- ② ①により得られた個人情報及び入学金・授業料免除等の選考結果は、本学が行う学生の経済的支援に関する業務に利用することがあります。また、大学教育の改善、学生支援の改善、大学の管理運営（各種統計調査・分析、事業企画等）を目的として、個人を特定できない形で利用することがあります。
- ③ 上記①及び②の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、本学と外部の事業者とで個人情報が適切に取り扱われるよう契約を締結し、当該事業者に対して個人情報の全部または一部を提供します。

9. 学生及び生計維持者の方へ

授業料免除は、学生の自立性を促すため**学生本人による申請**を原則としています。審査にあたり不明な点等がある場合、学生本人に尋ねますので、**申請者である学生本人が家庭状況を十分に理解した上で申請してください。**

また、公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等は厳格に取り扱います。従って「知らなかった」、「通知に気づかなかった」、「忙しかった」等、**大学側の責によらない理由では、申請期間経過後の受付は一切いたしません。**ご理解、ご協力ください。

（担当） 金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）
Mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp
（メール本文には学籍番号と氏名を必ず記載すること）

10. 授業料免除（大学院・別科） 必要書類一覧

（注）授業料免除審査時に授業料口座振替手続きが完了していることを確認しますので、**手続未完了者は申請書類提出までに必ず所属部局の学務係で手続き書類を入手し、口座振替の手続きを行ってください。**
 事情があり口座振替ができない場合は、学生支援係まで申し出てください。

●は全員提出，○は該当者のみ提出

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留学生				
1	●	●	●	本人調書 (様式1-1, 1-2)	全員	<p>本要領及びWeb入力マニュアルを熟読し，専用Webフォームから入力したものを印刷して作成すること。</p> <p>※免除申請の基準日（前期は「4月1日」、後期は「10月1日」）の状況を記入すること。</p> <p>※私費外国人留学生においては、日本に住んでいない家族の情報は不要。</p> <p>※誤った情報を入力し、確定してしまった場合は、「本人調書」印刷後に朱書きで訂正してください。</p>	<専用Webフォーム> アカンサスポータル→教 学→学務情報サービス →授業料免除より Web入力し，本人調 書を出力
2	●	●	○	<p>令和6（2024）年度 所得課税証明書（原本） （令和5（2023）年分の 所得を証明しているもの）</p> <p>【注意】 2024年6月頃より発行可 のため、所得課税証明書のみ 6月17日(月)提出期限</p>	一般	<p>【一般】</p> <p>所得の有無に関係なく，本人及び生計維持者（原則父母。父母ともいない場合は，父母に代わる生計維持者）の所得課税証明書を提出すること（無職，専業主婦，高齢者等でも提出必要）。</p> <p>注意）例年本人の所得課税証明書の提出漏れが散見されます。収入がなくても本人の所得課税証明書（非課税証明書）の提出は必須です。所得がないことを確認するためです。</p>	<p>市区役所・町役場等 （2024年1月1日現 在に住民票がある市区 町村）</p> <p>2024年6月ごろより 発行可能（自治体によ って異なるので各自 確認すること）</p>
					独立 生計者， 私費外国 人留学生	<p>【独立生計者，私費外国人留学生】</p> <p>本人（及び配偶者）の所得課税証明書を提出すること。</p> <p>※私費外国人留学生で2023年1月1日以前に渡日していない者は，提出不要（発行不可の為）。</p>	
					<p>【所得課税証明書に関する諸注意】</p> <p>※給与・給与外所得の収入別金額，扶養家族の人数や控除の内訳，住民税の課税・非課税の有無が記載されているものを提出すること。記載がない場合は再提出を求め。</p> <p>※コピー不可。原本を提出すること。</p> <p>※収入の「*****」表示等は，認めない。</p> <p>※所得がゼロ又は少額のため発行されない場合，非課税証明書（課税がないことの証明）を提出すること</p> <p>※本学に在学する兄弟姉妹等が同時に授業料免除申請を行う場合は，原本を1部提出すれば，他はコピーでよい。</p> <p>※令和5（2023）年度所得課税証明書（令和4年（2022）年分の所得を証明しているもの）は不要</p> <p>※所得が記載されている書類であっても，市町村発行の所得課税証明書以外のものは不可</p>		

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留學 生				
3	○	●	<p>【所得に関する証明書類】</p> <p>※No.2の所得課税証明書とは異なる証明書類です。</p> <p>○源泉徴収票（コピー）</p> <p>○確定申告書（控）（コピー）</p> <p>○給与支給（見込）証明書（様式3）等</p> <p>※申請区分（一般・独立生計者）により、下記のように提出対象も異なります。</p> <p>【一般】</p> <p>生計維持者の所得に関する証明書類</p> <p>学生本人の収入が年間103万未満のアルバイト収入のみの場合は、本人の収入にかかる源泉徴収票は提出不要。</p> <p>【独立生計者】</p> <p>金額に係らず本人（および配偶者）の所得に関する証明書類</p>	給与所得者	<p>【給与所得者】</p> <p>①令和5（2023）年分 源泉徴収票（コピー）</p> <p>【①に加え、次の②、③のいずれかの申告がある場合は併せて提出】</p> <p>②令和5（2023）年分 確定申告書（控）第一表、二表、（分離課税分がある場合は）三表及び付表等（コピー）</p> <p>③令和6（2024）年度 市（区町村）民税・（都道府）県民税申告書（控）の（コピー）</p> <p>【2024年1月1日以降独立生計者に該当する者】</p> <p>④給与支給（見込）証明書（様式3）</p>	①勤務先	④本学様式（Webサイトよりダウンロード可）
				年金受給者	<p>【年金受給者】</p> <p>①令和5（2023）年分 公的年金等の源泉徴収票（コピー）</p> <p>【①に加え、次の②、③のいずれかの申告がある場合は併せて提出】</p> <p>②令和5（2023）年分 確定申告書（控）第一表、二表、（分離課税分がある場合は）三表及び付表等（コピー）</p> <p>③令和6（2024）年度 市（区町村）民税・（都道府）県民税申告書（控）の（コピー）</p>	年金支払者（年金機構等）	
				所得のある者	<p>【事業所得（農業、商業、工業、水産業）・配当・不動産・雑所得のある者】</p> <p>次の①と②の<u>どちらか</u>を提出</p> <p>①令和5（2023）年分確定申告書（控）第一表、二表、（分離課税分がある場合は）三表及び付表等（コピー）</p> <p>②令和6（2024）年度市（区町村）民税・（都道府）県民税申告書（控）の（コピー）</p> <p>【2023年1月2日～2024年4月1日に開業した者】</p> <p>次の①と②の<u>両方</u>を提出</p> <p>①令和5（2023）年分 確定申告書（控）第一表、二表、（分離課税分がある場合は）三表及び付表等（コピー）、又は令和6（2024）年度 市（区町村）民税・（都道府）県民税申告書（控）（コピー）</p> <p>②開業から現在までの月別収支証明書（様式任意）</p>		
					<p>【確定申告書および市民税県民税申告書に関する諸注意】</p> <p>※ いずれも受付印を押されたものまたは右上に電子申告の日付が印字されたもの</p> <p>受付印が無い場合は、「納税証明書（その2 所得金額用）」を併せて提出</p> <p>※ 確定申告書記載内容に「別紙のとおり」と記載された箇所等がある場合は、当該別紙を併せて提出</p>	納税証明書は税務署で発行可	

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留學 生				
4	●	●	●	給付奨学金受給状況申告書 (本学様式8)	一般	【一般】 本人の給付奨学金の受給の有無について記入すること	本学様式 (Webサイトよりダウン ロード可)
					独立生計 者, 私費 外国人留 学生	【独立生計者, 私費外国人留学生】 本人(及び配偶者)の給付奨学金の受給の有無について記入すること	
					※受給している場合は, 受給期間, 受給額が分かる決定通知書等を併せて提出。 ※貸与奨学金の貸与状況は記入不要。		
5			●	【所得に関する証明書類】 ※No.2の所得課税証明書とは異なる 証明書類です。 ○源泉徴収票(コピー) ○確定申告書(控)(コピー) ○給与支給(見込)証明書 (本学様式3)等 金額に係らず本人および配偶者の 源泉徴収票等の提出が必要。	給与 所得 者	【2023年1月1日以前に渡日した学生で, 2023年1月1日~12月31日にアルバイト(TA, RA含む)をした者】 ①令和5(2023)年分 源泉徴収票(コピー) ※金沢大学でTA, RAなどのアルバイトを行った者はアカンサスポータルから源泉徴収票を取得できます。取得方法は以下URLまたは右記二次元コードから参照可 https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/gensen-r.pdf ※勤務先で源泉徴収票が発行できない場合は, 給与明細の(コピー)(2023年1月~12月分)または給与の振込が分かる通帳のコピー(2023年1月~12月分)を提出すること。 【2023年1月2日以降に渡日した学生又は渡日予定で, 2024年4月1日以降アルバイト(TA, RA含む)をする予定のある者】 ②給与支給(見込)証明書(様式3) ※勤務先に証明を依頼する ※渡日後アルバイトを始めた場合でも, 現在はしていない場合, 又は2024年4月1日以降継続しない場合は, 書類の提出は不要です。	①勤務先  ②本学様式(Webサイトよりダウンロード)勤務先に証明を依頼
					給与 所得 が あ る 者 の 外 の	【事業所得(農業, 商業, 工業, 水産業)・配当・不動産・雑所得のある者】 次の①と②のどちらかを提出 ①令和5(2023)年分 確定申告書(控)第一表, 二表, (分離課税分がある場合は)三表及び付表等(コピー) ②令和6(2024)年度 市(区町村)民税・(都道府)県民税申告書(控)(コピー) ※いずれも受付印を押されたものまたは右上に電子申告の日付が印字されたもの 受付印が無い場合は, 「納税証明書(その2 所得金額用)」を併せて提出 ※確定申告書記載内容に「別紙のとおり」と記載された箇所等がある場合は, 当該別紙を併せて提出	

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留学生				
6	○	○	○	在学証明書 (在学校所定の様式)	高校生以上の就学者 (申請者以外)	【高校生以上の就学者（申請者以外）がいる場合】 ※ 在学校所定様式を提出 ※ 在学証明書の提出がない場合は、就学者控除はしない。 ※ 本学在籍の兄弟姉妹の証明書は、提出不要。 ※ 兄弟等が浪人生(高校→予備校生)の場合、予備校などの在学証明書及び進学前の学校の証明書は提出不要。	在学校
7	○	○		母子・父子世帯と確認できる書類	母子(父子)世帯	【母子（父子）世帯】 「寡婦（夫）、ひとり親」の記載のある以下のいずれかの書類 ・ 源泉徴収票（コピー） ・ 確定申告書控（コピー） ・ 所得課税証明書 ※ 給与所得者等の収入がある場合、No. 3の源泉徴収票や確定申告書に「寡婦（夫）、ひとり親」の記載があれば、代用可。上記書類で確認できない場合は、戸籍謄本を提出。 ※ 証明書の提出がない場合、特別控除はしない。	源泉徴収票→勤務先 戸籍謄本→市区役所・町役場
8	○	○		障がい者であることを確認できる書類	障がい者がいる世帯	【障がい者がいる世帯】 障がい者であることを確認できる書類（身体障害者手帳又は療育手帳のコピー（氏名、障がいの程度、更新日が分かるページ）） ※ 介護認定は障害者控除の対象外。	
9	○	○		生活保護決定（変更）通知書（コピー）	生活保護受給世帯	【生活保護受給世帯】 生活保護決定（変更）通知書（コピー）過去1年分（扶助料額のわかるもの） ※ 給与収入がある場合は、No.3の書類（源泉徴収票等）も必要。	市区役所・町役場等
10	○	○	○	兄弟等の別生計に関する申立書（本学様式9）	兄弟等が別生計である世帯	【兄弟等が別生計である（予定）世帯】 ※ 源泉徴収票又は確定申告書の「控除対象扶養親族」欄で扶養となっている者が、申請基準日時点では生計維持者の扶養から外れる場合に提出すること。生計維持者の扶養親族でない者はWeb記入不要のため、源泉徴収票又は確定申告書の記載との相違を証明するもの。	本学様式 (Webサイトよりダウンロード可)
11			●	私費外国人留学生家計収支状況（本学様式10-1 又は10-2）	私費外国人留学生	私費外国人留学生は、別紙記入の注意点をよく確認し、様式10-1 又は10-2を提出すること。 ※ 様式10-1は2023年1月1日以前から渡日していた私費外国人留学生用 様式10-2は2023年1月2日～2024年4月までに渡日した（する）私費外国人留学生用 ※ 指導教員のサインが必要であるため、早めに教員に依頼すること。	本学様式 (Webサイトよりダウンロード可)

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留學 生				
12			●	在留カード（コピー）	私費 外国人 留学生	申請者本人及び家族全員の在留カードのコピー（両面） ※カードの表裏（両面）のコピーをすること。	
13			●	アパート・下宿・寮・その他の 賃貸借契約書等のコピー	私費 外国人 留学生	アパート等の賃貸借契約書の家賃・共益費の記載のあるページをコピーして提出 ※学生寄宿舍入居者のみ賃貸借契約書の代わりに家賃の月額に分かるものを提出すること。 ※アパートでルームシェアをしている場合は、同居していることが分かるもの（賃貸借契約書の同居者欄のあるページなど）を提出すること。	入居管理会社（不動産）等
14		●		健康保険証（コピー）	独立 生計者	申請者本人のもの	
15		●		住民票（原本）	独立 生計者	申請者本人世帯の世帯全員分の住民票 ※市役所等で発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分」の住民票と依頼すること。 ※世帯全員分でない住民票の場合は、再提出を求めます。	市区役所・町役場等
16	○			戸籍謄本、死亡診断書（コピー） 等、死亡の事実を確認できる書類	生計維持 者が死亡 した場合	【申請前6か月以内（2023年10月1日～2024年3月31日）に生計維持者が死亡した場合】 戸籍謄本、死亡診断書（コピー）等、死亡の事実を確認できる書類 ※家族が死亡者の税法上の扶養に入っていた場合は、死亡者の最新の所得証明書・源泉徴収票（コピー）・確定申告書（控）第一表、二表等、扶養していたことがわかる書類もあわせて提出すること	市区役所・町役場等
17	○	○	○	風水害等の災害にあった事実を確認できる書類①②③すべて ①り災（被災）証明書・被災額証明書等 ②保険金支払証明書 ③損害額申告書（本学様式）	風水害等 の災害に あった場 合、盗難 に遭った 場合	【本人若しくは生計維持者が風水害等の災害にあった場合、盗難に遭った場合（申請前6か月以内：2023年10月1日～2024年3月31日）】 ①～③すべて ①り災（被災）証明書・被災額証明書等 ②保険金支払証明書 ③損害額申告書（本学様式） ※火災、風水害、地震等の災害による被害を受けたために、支出の増加や収入の減少により、著しく経済的困窮におかれていますと認められる場合のみ適用。 ※被害額欄は、実質的に被害金額が記載された証明書の額から、被害・損害額、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること（単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではない）。	①市区役所・町役場等 ②保険会社等 ③本学様式（Webサイトよりダウンロード可）

【入学科・授業料免除担当】

金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

Mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp（メール本文には学籍番号と氏名を記載すること）